

一般社団法人軽井沢朗読館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人軽井沢朗読館 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 東京都杉並区上高井戸2丁目10番21号 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、美しい日本語の響きを楽しみ、朗読の楽しさを一人でも多くの人に広め共に分かち合い、さらには、日本の文化だけでなく広く芸術を表現しその楽しさを共有することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 朗読を中心とする、文化、芸術の振興を図る事業
- (2) 朗読とそれを含める音や映像等の作品制作事業
- (3) 朗読及びそれに関する情報の収集提供事業
- (4) 朗読及びそれに関する技術の研究および普及、人材育成事業
- (5) 朗読を通しての諸団体や各国との交流事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(種別)

第5条 当法人の社員は次の2種とし、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正社員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助社員 当法人の事業を賛助するため入会した個人、企業又は団体

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を正社員、賛助社員とする。

2 正社員、賛助社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議（以下、単に「特別決議」という）によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第13条 社員総会は正社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席正社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事がこれに当たる。理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名

監事 1名

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務権限)

第21条 理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第28条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第31条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、定時社員総会で承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第7章 附則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年12月31日までとする。

(設立時の役員等)

第33条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 金杉裕子

設立時監事 川鍋和子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第34条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 氏名 金杉裕子

2 氏名 大澤慶子

(法令の準拠)

第35条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人軽井沢朗読館を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年5月9日

設立時社員 金杉裕子 印

設立時社員 大澤慶子 印